

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	議会の解散の請求代表者証明書の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第100条で準用する第91条第2項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、議会の解散請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第110条で準用する第91条第2項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、議会の議員の解職請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	長の解職の請求代表者証明書の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第116条で準用する第91条第2項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(請求代表者の証明)</p> <p>第91条</p> <p>2 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、長の解職請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認①
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第107条第3項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(演説会等のための公営施設等の使用)</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認②
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第113条で準用する第107条第3項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(演説会等のための公営施設等の使用)</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認③
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第116条の2で準用する第107条第3項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(演説会等のための公営施設等の使用)</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	施設の使用に要する費用の承認④
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第120条で準用する第116条の2において準用する第107条第3項
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(演説会等のための公営施設等の使用)</p> <p>第107条</p> <p>3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	投票実施請求代表者証明書の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第13条第2項
法令(例規)番号	平成17年政令第55号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	選挙管理委員会 選挙担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(投票実施請求代表者証明書の交付)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	事務の監査の請求代表者証明書の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法施行令 第99条で準用する第91条第2項の準用
法令(例規)番号	昭和22年政令第16号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	監査委員室 監査担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第91条</p> <p>2 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の監査委員は、直ち市町村の選挙管理委員会に対し、事務監査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	